

～今年度税制改正の目玉！『事業承継税制の特例』運用開始～

第46号(平成29年12月5日発行)にて既報しました平成30年度税制改正の目玉、『事業承継税制の特例』。改正法案が成立し、この4月から運用が開始されました。これに並行して、各方面で多くのセミナーが開催されています。

非常に関心の強い今回の制度改正。今月号は、その改正された『事業承継税制の特例』の【4つの大きな特長】をご紹介します。

I、対象となる株式の範囲・猶予割合の拡大！

※『注目度』は、筆者の私見です…。星の数ほど注目！

項目	特例制度(H30～)	注目度※	従前の制度
対象株式数の上限撤廃	発行済み議決権株式の 全株が対象に	★★★	後継者がすでに保有していた分も含めて発行済み議決権株式総数の 最大3分の2まで
猶予・免除される税額割合	贈与税	-	対象株式に係る贈与税の100%
	相続税	★★★	対象株式に係る 相続税の80%

II、対象者を大幅に拡大！

※先代経営者からの事業承継後、申告期限の翌日から**5年以内**

項目	特例制度(H30～)	注目度※	従前の制度
贈与者・被相続人	特例承継期間内※であれば代表者以外の複数株主からの贈与・相続も対象 ⇒ 分散株式の集約に有効	★★	代表権を有していた者1名に限定
後継者	最大3名まで (ただし、代表者である必要がある)	★	代表者1名に限定
相続時精算課税の適用範囲	贈与者の子・孫でない場合も可	★★	贈与者の子・孫が対象

III、雇用維持の要件の緩和(実質撤廃！)

項目	特例制度(H30～)	注目度※	従前の制度
申告期限から5年間の雇用維持	5年間の平均雇用が8割未達でも猶予は継続(実質撤廃) 未達の場合には、満たせなかった理由を記載し、認定支援機関が確認。都道府県に理由報告。	★★★	5年間で平均8割の雇用を維持できなければ、5年後の時点で 納税猶予打ち切りとなり、全額納付 中小企業にとっての8割維持は、数名の減少でも未達となり得る。人材確保の困難な状況下、事業承継税制の最大の障害となっていた。

IV、事後的な会社維持困難(業績悪化に限定)に伴う納税猶予の打ち切りリスクに対応！

項目	特例制度(H30～)	注目度※	従前の制度
申告期限から5年経過後に業績悪化によりその会社の株式の譲渡・会社の合併による消滅・解散をした場合等	その譲渡等の時点での企業価値に基づいて税額を再計算し差額を減免 (業績悪化に一定の要件あり)	★★★	当初の承継時の株価を基に贈与・相続税の猶予税額を納付する必要があった。

この特例制度は、**今後10年間の限定措置**です。期間中に円滑に事業承継を実施するためにも、計画的な承継と一緒に検討していきましょう。制度利用に関しての注意事項も多々ございます。セミナーでは現状考えられる全てをご案内します。経営者・後継者の方は必見です！重ねてになりますが、ぜひご参加ください。